

湯河原町上下水道経営審議会規程を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町公営企業管理規程第 3 号

湯河原町上下水道経営審議会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、湯河原町公営企業の設置等に関する条例（昭和43年湯河原町条例第 5 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、湯河原町上下水道経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道の利用者
- (3) 下水道の利用者
- (4) 公募による町民

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、町長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席又は資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、上水事業及び下水道事業主管課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会に諮り会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。